

[事案 15-7] 入院・がん特約給付金等請求

- ・平成 15 年 9 月 5 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 1 月 9 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

約款がん特約の条項は責任開始時(ないしは責任開始から90日以内)に医師の診断確定されている場合に支払いを拒絶できるものであるが、「罹患」とは病気に罹ることであり、責任開始前に撮ったレントゲンの段階では腫瘍が悪性か良性的かは不明であり、責任開始前に「罹患」したものと考えすることはできない。

悪性新生物と診断されたのは責任開始後90日以上経過しており、保険契約に基づく各給付金を支払うこと。

< 会社側の主張 >

特約条項に定める「罹患」とは「病気に罹ること」であることについては争わないが、がん特約約款は「責任開始前を含めてはじめて悪性新生物に罹患」することと「医師によって病理組織学的所見により診断確定された」ことが支払事由として必要であると解釈されるものである。

診断確定のみをもって支払事由とすることは被保険者の恣意または事情により病院診断の時期が遅れることより診断確定時期がずれて支払の公平性に欠く弊害があり、本件は責任開始前に罹患、発病していると認められるので支払事由には該当しない。

< 裁定の概要 >

悪性新生物の罹患の有無は事後的・客観的に判断されるものであって、医師の診断確定あるいは契約当事者の認識を必要とするものではない。

また、「疾患」の解釈は悪性新生物の発生をもって足りるものであり、特段の症状を必要としない。

レントゲンによって影が認められた段階において悪性新生物に罹患していたと推測することが相当であり、本件は責任開始前に悪性新生物が存在していたことは明らかである。

裁定審査会は、審査の結果、本件申立には理由がないと判断し、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

< 解説 >

裁定審査会は相手方会社に対し、「約款を基に検討したところ一部には主旨を正確に判読しにくい表現があり、契約者が誤解する可能性があるの見直し対応をお願いしたい」旨を要請した。(当該会社は見直し検討に入った)